

**令和元年度**

**第7回 佐々町農業委員会総会議事録**

**令和元年10月25日（金）**

**佐々町農業委員会**

令和元年10月 第7回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和元年10月25日(金)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開会 令和元年10月25日(金)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君
13	坂口 隆英 君	推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君
推進委員	湯村 速雄 君	推進委員	筒井 浩一 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
推進委員	大瀬 敏幸 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議、研修会（中期）について

(4) 審議事項

第20号議案 農地法第4条の規定による許可申請書について

第21号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第22号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

(5) その他

①視察研修について（11/27～28）

②11月定例会の日程について

③その他

会長（藤永 九市君） 皆さん、こんにちは。一言御挨拶申し上げます。

今日、第7回総会ということで御案内申し上げました。お忙しい中にも関わらず、御了承いただき、御出席くださいますことを厚くお礼申し上げます。

皆さんも御存じのとおり、さきの12日の大型台風ですね、10号、9号によって、関東、東北、14都県、甚大な被害をもたらしました。死者が84名、行方不明がなお10人ということです。

また、農業関係では、何と460億円超える被害が出ております。また、調査が進むごとに、まだ増える見通しということで発表されておるようでございます。

このことにつきましては、亡くなられた皆様につきまして御冥福をお祈りし、そして、また、それぞれの被災者の皆さん方にはお見舞いを申し上げたいと思っているところであります。

これが、皆さんも同じことだと思いますけれども、これが、ああやつて、東シナ海よりは九州に、もしも、これが来ていたとなれば、同じようなことで、そっくりそのままの被害がこちらに及んでいたんじゃないかなと思われます。そういうことを考えますと皆さんも全て胸をなでおろすような気がいたしておるような次第であります。今後、そのことも踏まえながら、日頃のあれが大切だなということを思はされているところでございます。

それから、また、話題は変わりますけれども、去る10月22日は天皇陛下即位礼正殿の儀ということが執り行われました。これにつきましては、海外から191の国からの代表者がお見えになって、それから、閣僚はじめ日本の国内の代表者、ああやつて、2,000人の参列の下に厳粛な中に執り行われたということであります。これにつきましては、令和の時代が平和であり、発展することをお祈りする次第であります。皆さんとともに、この令和が本当にいい時代になりたいと思うことは同じことだと思いますので、お祈りするところであります。

さて、皆さんとちょっと話をしていたんですけども、農業関係で我が稲作の問題ですが、例年になく、今年は非常に雨の被害、それから台風、あるいは倒伏したこともありますし、虫の被害ですね、多くて、非常に今年は不作といいますか、例年からしますと、七、八割の収穫ではなかったかなと思っています。まだ、ほとんど、済ませた方ばかりだと思いますけれども、まして、品質もそれから収量も落ちまして、品質では、ほとんど2等米、あるいは、ひどいところは3等米ということであるようです。聞きますところによりますと、柚木辺りでは3等米がほとんどだったというふうなことも聞いておりますし、あと、非常に作柄が悪かったと思っています。これにつきましては、私たちも残念なことがありますけれども、米は仕方ありませんので、ほかのことで皆さん方、頑張ってい

ただきたいということを申し上げておきたいと思います。

なお、今日は、この案件見られたと思いますけれども、余り多くはありませんけれども、慎重審議をいただきたいと思います。

なお、また、その他の項で、それぞれ諸般の事情と報告等が今日は盛りだくさんございますので、あともって、そのことについては、説明及び報告をいたしたいと思いますので、皆さん方の御協力をお願いしたいと思います。

以上、とりとめのない挨拶でございますけれども、本日はよろしくお願ひします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございました。

本日の農業委員は13名で全員出席でございます。

それから、最適化推進委員につきましては、4名の出席で、先ほど申しました大瀬委員が欠席をされているという状況でございます。

委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願いをいたします。

よろしくお願ひいたします。

会長（藤永 九市君） 議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

座らせていただきます。

既に、案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しております。この日程でよろしいでしょうか。お諮りいたします。

（「異議なし」の声あり）ありがとうございます。それでは、このような日程で進めさせていただきます。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることになっておりますので、指名をいたします。

8番、池田委員、9番、濱野卓也委員を指名します。

よろしくお願ひ申し上げます。

日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号、農業委員会会長・事務局長会議及び研修会（中期）について、報告をいたします。

私から報告いたしますけれども、補足的に後にしたいと思います。

事務局長に、まずは、報告をいただきたいと思いますので、事務局長、お願いします。

事務局長（金子 剛君） それでは、議案の次のページを、ちょっと番号打ってないんですが、お開きください。

これは年に3回開催される会議となっておりますけども、今回中期ということで、2回目の会議でございます。

農業委員会会長・事務局長会議と研修会に10月17日木曜日ですが、13時30分から5時までの長期にわたります会議、研修会を藤永会長と私で出席をしてまいりました。

場所につきましては、長崎市農協会館の会議室で開催されたところでございます。

それから、挨拶につきましては、県の農業会議の会長、諫早市の会長にならますが、山開会長から御挨拶があっております。

それから、3番の説明事項でございますが、人・農地プランの実質化と農地中間管理事業についてということで、県の農業経営課、それから農地利活用室、農業会議のほうから説明を受けたところでございます。

それから、2番の長崎農業委員会1・1・1運動及び重点活動の進捗状況についてということで、これも県の農業会議の内藤補佐のほうより説明をいただきました。

今回、1番の研修といたしまして、4番に入りますけども、演題として「人・農地プランの実質化を確実に進めるためのポイント」ということで、これは全国農業会議の専門相談員の澤畑さん、この方につきましては、茨城県東海村というところ、人口3万7,000、村ですけども、3万7,000いる村でございます。その元事務局長、去年退職されたというふうにおっしゃっております。この方から説明をいただいております。

この方につきましては、退職2年前に農業畠のほうは初めてということで、事務局長になられた方だそうです。この方から、人・農地プランの実質化ということで、どういった形で進めていくかということを研修をしてまいりました。

まず、内容につきましては、当然、この前、県の農業会議の内藤補佐のほうから説明があったと思うんですけども、国の施策といたしまして、5年後、10年後、農地をどう保っていくかということを目的に、もう今の時期からしていかないと間に合わないということで、これは全国一斉に始まっているという内容でございます。

まず、1番、私が印象に残ったことですね、この澤畑さんが言われ、まず、当然、産業経済課と農業委員会と組んで、この推進をしてまいりたいと思っているんですけども、まず、農業委員の方、それから最適化推進の方につきましては、この会議、座談会ですね、各集落を回って座談会をするわけですけども、ここについての本来であれば、中心的な存在として、司会進行からしていくというのが本来の内容であるんですけども、この澤畑さんが言われるには、それは、まず、いきなり、せろと言われても、多分難しいと。私も

そういうふうに納得をいたしました。司会進行とか、そういった進め方については、産業経済課と農業委員会のほうで進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、皆様に対する1番お願いしたいのは、座談会に人が集まらないと座談会になりませんので、そこを、人を集めさせていただくと、まずは。そこを1番していただければなというふうに思っております。ただ、この澤畑さんの方も、そういうふうにおっしゃっていました。

その内容に入る前に座談会のやり方ですね。やり方については、こういった形式で、今まで、ずっと、行政が説明して、集落の方が聞いているというような形のスタイルのやり方が今まで多かったんですが、なかなか、そういうことでは、意見等がですね、言われる方は言われますけど、言われない方はもう言われないということで、それで会議が終わるというような内容になるということで、今、全国的にプレゼン型と言いまして、もう御存じの方はいらっしゃると思うんですけど、円卓といいますか、グループをつくって、それで集落の方の意見も言い合うというような、そういった形の内容の会議のほうが進んでいくというようなやり方が今主流のようござります。

ただ、そのやり方についても、いろいろ、今から、私たちも、当然、皆様に御説明をしないといけないんですけども、やり方等の勉強等もしてまいりたいというふうに思っております。

それから、この東海村の澤畑元事務局長でございますけども、去年、アンケートを取ったと思うんですね。ここの東海村につきましては、総筆が、農地数が9,725筆あります。東海村はですね。そのアンケートの回収、回収については、7,270筆と74%の回収率があられております。

うちについても、戸数は少ないんですけども、360世帯に対して210ですか、10世帯の回収率はあっているところでございます。

それから、この方が今日の農業新聞に「農地プランの進め方」ということで、今日からシリーズで、ずっと連載といいますか、されておりますので、その新聞のほうも見とっていただきたいなというふうにも思っております。

よろしいですか。

会長（藤永 九市君） どうもありがとうございました。

本来、私が報告すべきだったんですけども、事務局長のあえて報告をいただきました。

今、お話のように今日付で、二、三日前来とった、25日付ですね、この2ページに、3ページですか、今のお話の中にあった澤畑佳夫氏の連載で載るようになっています。今の人・農地プランについての実質化についてということで、皆さん、取ってもきていると

思いますので、目を通していただきたいと思います。非常にすばらしい方です。

それで、今、事務局長が申し上げましたように、もう、ずっと公務の立場で農業委員会や農業に関するることは全く立ち入ってなかつたそうです。今まで、公務の中で仕事をして、役所におるときに。それで、定年間近の2年前になって、異動で発令があって、委員会にお願いしますと言われたときは、多分教育委員会だろうと思ったら、とんでもない、農業委員会ということで、もう、びっくりしたということからお話が始まりまして、これはとんでもないことだということで、それから、たった2年間で、それなりに、非常に行動的にして、皆さんから注目を浴びるような成果を上げてといいますか、それが、また、全国的にも有名になって、こういう形の中で、農業会議等の相談員のような形になって、今、全国農業会議所を通して全国からの依頼があって、講演依頼で忙しくなさっている状況であります。

そういうことで、話が上手で、そして、本当に真剣に農家の目線に立ってやっておられる姿がありありと伺えまして、非常に立派な講演会で、感動してきた次第です。

それから中身について、もう少し詳しく申し上げますと、この方が農業委員会に関して、事務局長として仕事をした上で、1番感じることは、やっぱり、数少ない農業委員会のスタッフですね。全国にかなりあるそうですが、自分のところもそうだったそうです。そういうことで、非常に事務員の中にも農業委員会の仕事が大変だということを感じたということと、それから、農業委員会運営にちなんで、事務局サイドで、こんな多忙なところはないということをほかの部署と比較したときに感じたということをおっしゃって、おられましたし、それと、事務局で1番大変なのは、皆さん方にも隨時御迷惑かけている面があるかと思いますけれども、事務局長に代わって私がおわびしますけれども、この事務局の署名ですね。結局、議事録のまとめる、大変な仕事なんですね。うちは遅れてきておるもんですから、申し訳ないですけど、事務局長が怠慢ではないんで、多忙というか、余りにも1人でやるのは大変だということは事実だと思いますけれども、そのことを強くおっしゃいました。つまり、この会議で2時間、今まで、ずっと慣例で、1時間半、2時間かかるておりますけど、それを全部議事録に収めるということになると、2時間どころじゃない。まとめるだけでも6時間は絶対必要だということをおっしゃいまして、それで、それだけにかかっとくだけじゃないもんだから、ほかにしながら、なかなか集中でき、遅れてくるという現象があり得ることだということを皆さんのが市町の事務局長の前でおっしゃいまして、ある部署、ある各市町では頷いて聞いておられるところもありましたけれども、その実態を皆さんに説明をされました。

そして、やっぱり、結論だけ申し上げますと、うちが1番適合、当てはまると思います。

というのは、うちが、これだけの農業人口は500前後でしょうけども、1万4,000ある町の中で、事務局長1人で、事務局員は臨時でやっているという状況下であって、実質1人でやっているという状況下にあります。したがって、それぞれの首長、市長、町長、トップの考え方方が共通すること余りにも、理解するところは理解してありますけれども、全国的に希薄である。薄いということをおっしゃいました。

よって、やっぱり、要は、そこの首長、町長、市長が考え方を変えてもらわんと困るということをみんなの前でおっしゃいました、なるほど思っていますから、私あえて、うちの実態を踏まえて、どうこう皆さん方に申し開きをするわけじゃありませんけども、そのお話の中で、1番うちにぴったりだったもんですから、事務局長見よったら、大きく頷いておりましたけどもね、冗談ですけれども、そういう実態であるということは皆さんに知らしめたいなと思っていますので、迷惑のないような形で、もちろん今後は、何と言いましても事務局の要であります事務局長は、議事録もちろんですけれども、佐々町農業の農業委員会をはじめ農業振興の1番中心的な立場にありますので、産業経済課と相なって連携しながら取り組んでいただけるもんだろうと思っておりますので、このことは、よか機会でございましたから、この研修を後に今度、今日25日に総会をするとしておりましたから、皆さんにこのことを十分報告しなければならんと思いましたから、私が事務局長に代わりまして、報告しておきたいというふうに思っています。

それから、人・農地プランにつきましては、この一、二年のうちに県としても、ぜひとも、皆さんのが大変でしょうけども、皆さんと産経と一緒に、そして、農業委員一体となって、ぜひとも進めていただきたい。5年、10年後の農業を見据えて、どうなるかということを我々が皆さんに説明をし、仲介役として、当然、人集めかれこれにつきましても全力を挙げてほしいということを強く求められておりましたので、おいおい皆さん方に御負担をかけますけれども、やっぱり、自分のことも大事ですけれども、佐々町農業の今後のことを考えると、私たちの置かれた立場は非常に大変ですけれども、重要な立場にあるということを、皆さん、どうぞ、認識いただきたいことを申し上げておきたいと思います。

以上です。

以上、事務局長と私とかいつまんで申し上げましたけども、このことについて、皆さん方から御質問御意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

何か、報告事項についてございませんか。はい、どうぞ。8番。

8番（池田 邦義君） 今、事務局長と会長からの報告がありましたけど、結局、佐々町として、5年後先、10年後先の、結局、農地の今見直しがあってますね。農振の見直しです。

そういう関係も踏まえて、町長に進言するちゅうつもりはないんですか。一応、5年後の10年後の佐々町の農業をどういうふうにしたいのか。それと、結局、農振見直しを早目にしていただいて、農地を守る。もう、個人個人が皆さん、結局、農振から外してくれ、外してくれという話があつてはいるわけです。現に。そこら辺を早く農振で見直しをするならするで早急にやつていただき、結局、将来の、結局、佐々町の農業をどういうふうにするのか。そこら辺は町長にも進言してもいいんじゃないかなと思いますけど、局長と会長の、ちょっと、そこら辺の今後の動向をお聞きしたいんですけど。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。貴重な御意見質問いただきました。じゃあ、事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今、池田委員のほうから、農地の見据えた、5年後、10年後ということで受けたわけですけども、その件に関しては、当然、今、産業経済課のほうと農業委員会のほうとも協議をいたしております。その結果、皆様に御報告をしてから、それから町長のほうに、まだ、提示するというようなところまでは決めていませんけど、そういう形で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。

私も併せてお答えをいたしたいと思いますが、この件につきましては、従来、法改正前は、農業委員会として建議書を上げて、立てて、それを提出するという形を取るような仕組みになっていたんです。だから、吉野会長のときは、500、400ですか、そろって、そういう建議書を提出した経緯もあります。改正後は、御存じのとおり町長が任命するという形に変わりましたから、この建議書ということは、もう使う必要ない。直接意見を提出できると思います。よつて、今、局長も申し上げましたけれども、皆様の意見をまとめて町長に直訴、談判もできると思います。そのことを整理しながら、それは当然取り組んでいくべきだと思っていますので、今後そういう形を取りたいと思います。貴重な御意見ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。それでは、ないようございますので、この報告事項につきましては、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、日程4の審議事項に入ります。

第20号議案農地法第4条の規定による許可申請書について、これを議題といたします。

（私語あり）関係でありますんで、藤永委員の退席をお願いします。ありがとうございます。

事務局長。

事務局長（金子 剛君） 1ページをお開きください。

朗読説明いたします。

議案第20号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、3筆ございます。口石免字原454の1の1部。

地目、現況ともに田。

全面積が844.12m<sup>2</sup>のうち、1801m<sup>2</sup>。

それから、口石免字原454の2の1部。

地目、現況ともに田。

721.21、失礼しました。逆ですね。

1番上の面積を言い直します。

括弧書きが登記面積でございます。1,801m<sup>2</sup>のうち、844.12m<sup>2</sup>が転用面積でございます。

2段目が、登記面積が1,869m<sup>2</sup>のうち、721.21m<sup>2</sup>。

それから、3筆目、口石免字原458の1。

地目、現況ともに田。848m<sup>2</sup>。

合計の2,413m<sup>2</sup>でございます。

申請人、○○○○、○○○○、農業。

転用の目的でございますけども、長屋住宅、アパートですね、の木造2階建ての8戸3棟、建築面積が708.90。それから、それに伴います駐車場が43台、1,262.56m<sup>2</sup>。農地区分については、2種農地でございます。接道や立地条件のいい申請地を利用して、長屋住宅の経営を行いたいためということで、今回申請が上がっておりまます。

場所につきましては、7ページをお開きください。

ここに書いてあるところを申請地と書いてございますが、場所について、口石の元○○○○医院、あそこから真っすぐ千本のほうに抜ける道がございますけども、平田ため池の手前付近、ここが申請地となっております。

それから、18ページをお願いいたします。

被害防除計画書でございますけども、まず、（1）の申請地の造成計画の内容でございますけども、ここは盛土を行うということで、1番高いところで、1.08m、低いところで、0.11mを予定をされております。

それから、上記に伴う被害防除の措置でございますけども、ここは農地等が余るもんですから、そこについては擁壁を設けて仕切りをするということでございます。

それから、②の近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼすおそれを生じないための措置でございますが、ここは建蔽率等もありまして、建物の高さ、7.59mです。

1番高いところで、2階建ての1番高いところで、7.59mの予定をされております。

それから、3番の排水計画でございますけども、雨水については、水路を確保して放流をすると。それから、汚水等生活雑排水につきましては、下水道区域でございますので、下水道へ直結をするという予定をされております。

それから、14ページをお願いいたします。

この部分が、まず、緑の部分が駐車場の予定をされております。ここは全部で43台。一つ一つ数えますと43台ございませんが、縦が長い駐車がありますけど、ここの列に2台というような予定での43台でございます。

それから、その下のほうがアパートです。3棟の予定をされております。

雨水につきましては、この青線、青の動線が雨水の計画でございまして、この青の線の右上に青く線があると思います。こちらのほうに雨水のほうは流すと、ここの青線の1番上のところが川になっております。このほうに放流を行うという雨水の計画でございます。

それから下水については、この青線の下に緑の線がございますが、これを右横の道路がございますが、ここに本管が通っております、こちらのほうに直結するという計画でございます。

それから、今回、登記簿謄本のほうが、まだ分筆をされておりません。全部454の1の1部と454の2の1部と書いてございますが、これについては、今、分筆登記をされている状況でございます。

当然、分筆ができましたら差し替えをする予定になっておりますけども、5条であれば、今の時点で分筆をした登記簿謄本が必要になってくるんですけど、これは4条でございまして、所有権の移転とかじゃありませんので、県の許可が出るまでは、出るまでに、分筆登記が完了すればいいということで、県の事務指針等にも、そういうルールが書いてございます。ですので、今回は、まだ、分筆登記後の登記簿謄本は添付していないという状況でございます。

それから、実際分筆が確実にできるのかということに対しましてですけども、分筆につきましては、当然、農地であろうが、ほかの地目であろうが、隣接地の同意がないと分筆はできないというふうになっておりますけども、そこも、この行政書士のほうに確認をいたしております、今現在、全部同意が取れているという状況でございます。なので、分筆されることには間違いないということで、今回申請を受け付けさせていただいておりま

す。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。

地元委員からの補足がございましたら、説明をお願いしたいと思います。

15番。

15番（森田 謙介君） ただいまの事務局のほうから説明がありましたとおり、今月の17日でしたか。朝9時から現場に向かいまして、実地調査をしましたけれども、周りにも、五、六件、家が今建っているんですけど、8ページを見ていただくと大体分かると思いますが、ここの人とも承諾を得ているということで、農地に関しましては、隣接の農地の人の承諾もいただいておるということと、1番問題になるのは汚水排水の関係じゃなかろうかということで、詳しく聞いてみたけれども、すぐ脇に下水溝がしてあるものですから、今の状態では、そこまでは水が入っていないんですけども、1mぐらいですか、上のほう、アパートを建設する側のほうを上に上げて、そして、傾斜をつけて排水溝を持っていくということで、今、周りを見回したところ、ほとんど本人の田んぼでございまして、問題はないかなと思っておりますので、どうぞ、皆様方の審議方、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

会長（藤永 九市君） 御苦労さまでございました。ありがとうございました。

地元委員からの説明が終わりました。事務局及び地元委員の説明はこれで終わりましたが、これより質疑をお受けいたします。これにつきまして、何か、御意見御質問がございましたらお受けいたします。何かございませんでしょうか。どうぞ、御自由に何でも結構ですので、よろしくお願ひします。ないようございますので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

それでは、採決を行います。第25議案について、転用やむなしということで、賛成の皆さんのお手をお願いします。ありがとうございました。全会一致で承認をいただきました。お手多数ですので、転用やむなしということで、御承認をいただきましたので、県のほうに進達することいたします。ありがとうございました。

それでは、次に、第21号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案の22ページをお願いいたします。

朗読説明いたします。

議案第21号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町口石免字原483の1。

登記簿現況とともに田。

面積317m<sup>2</sup>。

借受人、○○○○、○○○○、○○○○、公務員でございます。

貸出人、○○○○、○○○○、無職。

転用の目的、一般住宅平屋建て1棟の建築面積が122.97m<sup>2</sup>。

これも2種農地でございます。

現在の居住が手狭になったため、新たに住宅を建築するためということで、今回申請が出ております。

この借受人と貸出人の関係につきましては、親子でございます。

それから、場所につきましては26ページです。先ほど○○○○さんの申請地から奥のほうに入りまして、○○○○コーポがあると思うんですけども、その横に○○○○さんの家がありますけども、その横になります。

農地に、27ページを見ていただくと、この赤枠が申請地でございますが、その上が○○○○さんの御自宅でございまして、この赤枠が申請地でございます。

ここは、下の483の3と書いてございますが、ここは、483の3と483の1は1筆でございまして、一般住宅については、500m<sup>2</sup>以内ということで、ここは分筆が完了しているという状況でございます。

それから、34ページをお願いいたします。

被害防除計画書でございますけども、まず、(1)の申請地の造成の計画でございますが、盛土を行うと。0.8mずつの盛土という予定をされております。

それから、上記に伴います被害防除の措置でございますが、ここも擁壁を設けて、残りの農地との区別をつけるという予定でございます。

それから、②の近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼすおそれを生じさせないための措置でございますけども、ここは、建物の高さを軽減する、加減するということで、これは平屋建てですので、1番高いところで、5.4mという予定でございます。

それから3番の排水計画でございますが、雨水については、ここも水路を確保しまして、ここも川のほうに最終的には流すという予定でございます。

それから、汚水等生活雑排水でございますが、ここ下水道区域でございますので、横に道が走っておりますが、そこが本管が来ておりますので、ここに直結をするという予定を

されております。

それから、31ページをお願いいたします。

これが現況図でございまして、まず、黄色の部分です。黄色い動線が下水の流れというふうになっております。この下が、真横ですので、下水の本管が来ているのが、ここに直結をするという状況でございます。

それから雨水につきましては、この青い線が入っておりますが、車の方向に、車がありますけど、こっちの方向に流れる形で、下の赤線の横に水路を設けて、これで川のほうに放流をするという予定をされております。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。

これより地元委員からの説明をお願いしたいと思います。4番。

4番（藤永 茂君） 今、ただいまの事務局のほうから説明がありましたように、場所のほうは、先ほど20号議案でありましたところから、奥のほうに300mほど入っていったところが申請地になります。

親子関係で建物建てられるんですけども、少し下がっておりますけども、擁壁について盛土をされるということと、それから、雨水の排水は水路を造って、排水の、道沿いのほうに排水路を造って放流するというようなことでしたので、問題はないかというふうに思いますので、よろしくお願いいいたします。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。第21号議案について、事務局及び地元委員からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆様方からの御意見御質問をお願いいたします。何かございませんでしょうか。どうぞ、お尋ねしたい点、意見等も結構ですので、よろしくお願いします。ありませんか。ないようでございますので、この案件につきましては、質疑を終わらせていただきたいと思います。

それでは、採決を行います。第21号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございます。全会一致で賛成をいただきました。厚くお礼申し上げます。

それでは、のことにつきましては、転用やむなしということで、県のほうに進達することといたします。ありがとうございました。

次に、第22号議案農用地利用集積計画（利用権設定）ですね、その承認についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 37ページをお願いいたします。

朗読説明いたします。

第22号議案農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。

令和元年10月25日、佐々町農業委員会会長。

38ページをお願いいたします。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書でございます。

まず、1番の利用権の設定を行うもの、貸し手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行うもの、借り手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、角山免字揚戸ノ下980の1。地目、田。面積2, 837m<sup>2</sup>。もう1筆が、角山免字揚戸ノ下980の2。地目、田。543m<sup>2</sup>。借り手農家の耕作面積が6万5, 188m<sup>2</sup>。権利の種類が賃借権、農用地。無償でございます。失礼しました。この権利の種類でございますが、「賃借権」と書いてございますが、「使用賃借権」でございます。訂正をお願いいたします。

あと、3筆でございます。農地面積の合計が1万111m<sup>2</sup>でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。

これにつきまして、何か御意見御質問ございませんか。

ないようでございますので、それでは、採決を行います。農用地利用集積計画について承認される方の賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございました。全会一致で承認をいただきました。ありがとうございました。

それでは、5、その他に移ります。

これにつきましては、事務局のほうから、また、説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、（5）のその他の①視察研修についてということで、39ページをお願いいたします。

期間につきましては、以前から言っていたとおりでございますけども、11月27日から11月28日、1泊2日で、山口県のほうに長門市農業委員会のほうに、もう既に申し入れをしているという状況でございます。この行程で進めてまいりたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それから、前回、次のページになるんですけど、1人部屋かということで御質問をいただきまして、私は1人部屋というふうに回答したんですが、再度、旅行会社のほうに確認しましたら、ここ湯本温泉というところは温泉の旅館でございまして、去年のようなホ

テルじゃないので、1人部屋がどうしてもできないということでしたので、2人1組というような部屋の取り方になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） 引き続きお願ひします。

事務局長（金子 剛君） 次に、②の11月の定例会の日程の予定でございます。

まず、総会のほうが11月26日13時30分から、この第1会議室で予定をさせていただきます。それから、五役会につきましては、11月19日13時30分より、別館の会議室で予定をさせていただきます。

以上でございます。

それから、いいですか。

会長（藤永 九市君） それでは、恐れ入ります。1番の視察研修とそれから定例会について引き続き説明をいたいたわけですが、このことについて、皆さん方何か御質問御意見ございましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ありませんか。ただいまのことございませんね。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

ないようでございましたら、その他のその他でお願いしたいと思います。事務局長。

事務局長（金子 剛君） ③のその他でございますが、まず、今日の農業新聞のほうに、〇〇〇〇さん、新規就農のミニトマトですね、が載っておりますので、見ていただければと思っております。一応報告です。

会長（藤永 九市君） 25日付です。輝く女性ということで報告出ていますので、ぜひ、御覧になっていただきたいと思います。

事務局長（金子 剛君） それから、農業委員会だよりでございますけども、今、事務局のほうで記事をまとめまして、大体の記事をまとめているところでございます。11月には支部長さんに配付をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。事務局からの説明については終わりました。このことについて、併せて皆さん、何かございませんか。

ないようでございますので、当初申し上げましたように、諸般の事項ということで、ちょっと皆さん方におつなぎする点が私のほうからございますので、しばらくお待ちをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

この案には載せておりませんので、テープのほうは結構だと思います。切つとつていただきたいと思います

会長（藤永 九市君） すみません。それで、これで、本当に長くなりましたが、私のほうは、

多く語りまして、恐縮に思いました。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

本日の第7回の農業委員会の総会をこれで終わらせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

( 閉 会 午後14時30分 )

上記のとおり相違ありません

会長 有永九市

会議録署名委員 辻田邦美

会議録署名委員 濱野卓也